

大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用要項

平成30年10月3日

大学連携研究設備

ネットワーク協議会

最終改正 令和5年10月17日

(目的)

第1条 大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム（以下「予約・課金システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 協議会 大学連携研究設備ネットワーク協議会規約（以下「協議会規約」という。）
第1条に規定する大学連携研究設備ネットワーク協議会
- 二 利用機関 第4条により予約・課金システムの利用を承認された機関
- 三 設備利用料 予約・課金システムに登録された設備の利用料

(利用の申請)

第3条 予約・課金システムを利用しようとする機関の長等は、別に定める様式により協議会委員長に申請するものとする。

- 2 民間企業による予約・課金システムの利用申請においては、利用予定の設備を保有する機関の協議会委員による事前の内容確認を必須とする。

(利用の承認)

第4条 協議会委員長は、前条の申請について適当と認めた場合は利用を承認するものとする。

- 2 協議会委員長は、予約・課金システム利用申請者に以下の事由があると判断した場合、利用を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。
 - 一 利用の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合。
 - 二 本要項に違反したことがある者からの申請である場合。
 - 三 予約・課金システムの運用に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。
 - 四 その他、協議会委員長が利用を適当でないと判断した場合。

(遵守事項)

第5条 利用機関は予約・課金システムを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 装置の予約及び課金処理以外の目的で利用してはならない。

- 二 予約・課金システムの利用により知り得た情報（自己の研究に係る分析データ等を除く。）を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 三 予約・課金システムの運用に支障を及ぼす利用を行ってはならない。
- 四 設備利用料は適切に支払わなければならない。
- 五 本要項及び協議会が定める事項
- 六 大学連携研究設備ネットワーク個人情報保護方針

（利用の取り消し）

第6条 協議会委員長は、前条に違反したと認められる利用機関に対し、その利用の承認を取り消すことができる。

（紛争等）

第7条 予約・課金システムの利用に関し、利用機関間又は第三者との間に紛争が生じても協議会はその責を負わない。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 次の規約及び要領は廃止する。
 - 一 大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約
 - 二 大学連携研究設備ネットワークシステム設備利用料算定要領